

第1節

国際機関活動等への積極的参加・協力

1 WHO等を通じた活動

世界保健機関（World Health Organization：WHO）は、すべての人々が可能な最高の健康水準に達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。我が国は、2005（平成17）年から3年間の任期で34の執行理事国の1つとなっており、WHO執行理事会や総会における審議や決定等に積極的に関与している。

2007（平成19）年からは新事務局長マーガレット・チャン氏が就任し、アフリカの保健問題及び女性の健康を重視する政策を打ち出している。

また、2005年のWHO総会において、疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則（International Health Regulation：IHR）が採択されたことを受け、同規則は2007年6月に発効した。

さらに、喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が2005年2月に発効し（我が国は2004（平成16）年6月に受諾）、NGO等も交え、これまで2回の締約国会議が開催された。2007年6月の第2回締約国会議では、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択された。締約国会議では、今後、不法な取引に関する議定書策定、包装及びラベルのガイドライン、広告・販売促進及び後援に関するガイドラインの策定を最優先課題として議論することとしている。

2 ILOを通じた活動

国際労働機関（International Labour Organization：ILO）は、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。

ILOでは、例年6月にジュネーブにおいて総会を開催し、労働条件の向上等を目的としたILO条約等の策定及び各種労働問題に関する議論を行っている。2006（平成18）年の総会においては「職業上の安全及び健康を促進するための枠組に関する条約（第187号）」等が採択された。この他、定期的に地域会合や産業部門別会合を開催している。

また、近年ILOは、「適切な仕事をすべての人に」を目標に掲げ活動を行っている。2006年8月及び9月に開催されたアジア地域会合においては、「アジアにおける適切な仕事の実現に向けた10年」が宣言され、同地域のすべての国が一致団結して継続的な努力を行うことを確認している。我が国では、適切な仕事は、人々が働きながら生活している間に抱く願望の集大成と

しての概念であり、厚生労働行政の目指すべき仕事及び働き方の在り方の総体を示すものと整理している。この国際的な流れを踏まえ、適切な仕事の実現に向けて労使とも協力しつつ活動することとしているところであり、その一環としてILO条約の締結（最近では、2005（平成17）年8月に「石綿の使用における安全に関する条約（第162号）」を締結）を進めるなどしている。

3 OECDを通じた活動

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、先進諸国が共通する経済・社会問題について意見交換等を行い、経済成長に貢献することを目的とした国際機関である。厚生労働省では、保健医療、社会保障及び雇用等の会合に積極的に参加している。

2006（平成18）年6月には、1994（平成6）年に取りまとめられた「OECD雇用戦略」の改訂作業が終了し、新たに「OECD新雇用戦略」が公表された。我が国は、改訂作業に携わると共に、同年10月末にはOECDと厚生労働省の共催で、「OECD新雇用戦略フォーラム」を東京で開催し、アジア太平洋地域のOECD加盟国及び非加盟国双方の政策担当者を交えて「OECD新雇用戦略」の実施に関わる現状と課題、将来への対応等について議論するなど、主体的に貢献している。

4 G8、ASEAN等を通じた活動

先進国首脳会議に連動して、主要先進国がお互いの知見を持ち寄って雇用失業問題に対処することを目的としたG8労働大臣会合が開催されている。2007（平成19）年5月にはドイツ・ドレスデンにて開催されたところであるが、2008（平成20）年5月には日本にて開催される予定である。

また、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、ASEAN+3（日中韓）の保健大臣会合、労働大臣会合及び社会福祉大臣会合が開催されている。厚生労働省としても各分野におけるASEAN+3の協力について積極的に貢献している（後述）。

さらに、アジアと欧州間で対話・協力関係を構築することを目的としたアジア欧州会合（Asia-Europe Meeting：ASEM）における労働分野の会合への参加等を行っているところである。

このほか、2007年4月には、日中韓三国保健大臣会合が開催され、三国間で新型インフルエンザの共同対応に関する覚書が締結された。

第2節 人づくりを通じた国際社会への貢献

1 厚生労働分野における技術協力

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、雇用環境整備、職業能力開発の各分野において、我が国の知識・経験をいかして、WHO、ILOを始めとする国際機関等を通じ、また外務省や国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）と協力して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れなどの技術協力を行い、開発途上国の人づくり、制度づくりに貢献している。

2 厚生労働省における主な国際協力事業

（1）WHOを通じた保健医療分野における技術協力

SARS（重症急性呼吸器症候群）や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症対策の強化に関しては、WHOを中心とするグローバル感染症警報・対応ネットワーク（Global Outbreak Alert and Response Network：GOARN）の強化に努め、国立感染症研究所や国立国際医療センターを中心に専門家の派遣や技術協力を行っている。

また、新型インフルエンザについては、WHOを通じて約200万ドルの資金提供を決定したほか、アジア地域への協力を重点を置きながら、専門家チームの派遣、検査診断の技術協力、医療器材等の供与等の協力を積極的に行っている。

その他、エイズ等の感染症拡大に対応するため、UNAIDS（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）及び世界エイズ・結核・マラリア対策基金に対して協力等を行っている。

（2）ILOを通じた労働分野における技術協力

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意の資金拠出を行い、ILOを通じて特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業（マルチ・バイ事業）を実施している。現在、若年者の雇用対策に関する事業、国境を越えて移動する労働力の適正管理に関する事業、中核的労働基準の普及・啓発に関する事業、日本人技術協力専門家育成事業を実施している。

（3）ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

2003（平成15）年度より、社会福祉と保健医療の分野における人材育成の強化及び日本との協力関係の強化を目的として、ASEAN10か国から社会福祉と保健医療政策を担当する高級実務行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。

2006（平成18）年8月には、東京で第4回会合を開催し、社会的弱者（児童・女性）への支援を中心に、社会福祉及び保健医療サービスの連携と人材育成をテーマとして情報・経験の共有を図った。また、2007（平成19）年8月末には東京で、地域における高齢者への社会福祉、保健医療サービスをテーマとして第5回会合を開催することとしている。

なお、本会合は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合と連携した事業として実施している。

（4）ASEAN・日本HIV/AIDSワークショップ

2003年よりASEAN地域のHIV/AIDS対策の促進を支援すべく、ASEAN諸国からHIV/AIDS対策行政官、拠点病院の医療従事者等を招聘し、ASEANエイズワークショップを開催している。2006年度は、11月にタイ国チェンライで、HIV/AIDS対策の現地視察を含めた5日間のワークショップを開催した。

（5）ASEAN労使関係プロジェクト等

2002（平成14）年度から開始したASEAN労使関係プロジェクトでは、ASEAN諸国からの協力要請を受け、グローバル化した経済の下における健全な労使関係の構築に対する支援を行ってきた。本プロジェクトは、3年間の対話を通じた活動を総括する日・ASEAN協力委員会において高い評価を受けており、2005（平成17）年度からはASEAN各国間の格差、ASEANを取り巻く新たな現状への対応や、ASEANの自立発展性の確保といったASEAN側からの要望を踏まえた新たな事業を展開している。

また、アジア諸国の企業や経営者団体等の中堅職員等を我が国に招聘し、日本国内の企業に直接受け入れ、OJTによる研修を通じて我が国の人事労務管理制度等を紹介し、意見交換等を行うことにより、健全な労使関係の構築に寄与している。

第3節

二国間政策対話の推進

1 社会保障分野における政策対話

世界で最も急速に高齢化が進展している我が国においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で我が国制度の特性や問題点等について検証し、我が国の政策立案の参考とすることが重要である。このため、2006（平成18）年は精神保健等について先進的な取り組みを行っているオーストラリアとの間で、双方が抱える問題について、意見交換等を行った。

2 労働分野における政策対話

経済の国際化の進展等に伴い、先進国が抱えるようになった労働分野における共通の課題を解決するため、労使を交えた政策対話が重要となっている。このため、2006年4月は韓国政労使との間で、11月にはドイツ政労使との間で、雇用問題に係る共通の課題について、対話を行った。また、中国、欧州連合（European Union：EU）との間においても定期的な対話等を実施している。

第4節 経済活動の国際化への対応

1 WTOを通じた活動

経済活動が国際化し、ヒト・モノ・カネの国境を越えた動きが活発化する中で、厚生労働省においても対外経済問題は重要となっている。世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）は、2001（平成13）年の第4回閣僚会議において合意された「ドーハ開発アジェンダ」に基づく交渉（ドーハラウンド）を行っており、厚生労働省としても、経済活性化の観点とともに国内に与える影響を十分に考慮しながら、サービス貿易交渉などの場でWTOの活動に積極的に関与している。

2 経済連携協定（EPA）

WTOの多国間貿易体制における自由化を補完する二国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により1990年代以降世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた流れを受けて、現在、シンガポール、メキシコ及びマレーシアとの協定が発効し、フィリピン、チリ、タイ及びブルネイとは協定の署名に至っている。さらに、ASEAN全体、インドネシア、ベトナムやインド等数か国・地域と交渉を行っている。

これらの協定においては、物品貿易の自由化促進や投資ルールの整備などを対象としているが、厚生労働分野におけるサービス貿易の自由化や「人の移動」も対象となっている。特に2006（平成18）年9月に署名された日フィリピン経済連携協定では、フィリピン人の看護師・介護福祉士の候補者に対し、一定の条件の下で入国し、我が国の国家資格を取得するための研修・就労等を認めることとしている。

3 その他の厚生労働分野の経済交渉について

日米間では2001（平成13）年6月の首脳会議で発表された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下に設置された「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において、日EU間では1994（平成6）年に開始された「日・EU規制改革対話」において、また、日中間では2002（平成14）年に開始された「日中経済パートナーシップ協議」において、医薬品、医療機器、食品等の分野を始めとした経済協議を行っている。

コラム

各国要人等の来省について

各国の保健、社会福祉、社会保障、労働行政の担当閣僚や行政官、有識者が厚生労働省を訪問し、厚生労働大臣・副大臣・大臣政務官への表敬や関係部局との施策に関する意見交換を行っている。

写真は、2007（平成19）年3月、柳澤厚生労働大臣とスウェーデンのヨーラン・ヘッグルンド社会大臣との会談の様子である。会談では、両国間の人的・経済的交流を一層促進するため、社会保障協定締結に向けた協議を開始することが重要であるという点で意見が一致し、協定締結を視野に入れた両国間の情報・意見交換会を2007年度中に東京で開催することが合意された。

また、このほか、2006（平成18）年6月には、オランダのホーヘルフォルスト健康福祉スポーツ大臣と医療制度改革等について、同年7月には、ベトナムのゲン・ティ・ハン労働傷病社会大臣と職業能力開発について、同年10月には、イギリスのブレスコット副首相と年金、高齢者雇用等について、さらに2007年1月には、韓国のユ・シミン保健福祉部長官と新型インフルエンザについて意見交換を行うなど、各国要人との会談を多数行っている。



2007年、スウェーデンのヨーラン・ヘッグルンド社会大臣（左から2人目）来省、柳澤厚生労働大臣（一番右）との会談の様子。